

常任委員会活動の評価について

今期（令和元年5月～）

1 チェックシートによる評価

令和2年

2月19日（水）外国人労働者支援調査特別委員会

3月 6日（金）予算決算常任委員会理事会

3月 9日（月）常任委員会（戦略企画雇用経済、環境生活農林水産、医療保健子ども福祉病院）

3月10日（火）常任委員会（総務地域連携、防災県土整備企業、教育警察）

- (1) チェックシートの項目を参考に、1年間の委員会活動を振り返り、良かった点、改善すべき点等を委員間討議する。
- (2) 委員間討議の後、正副委員長、各委員（理事）がそれぞれチェックシートに評点等を記載して提出する。

2 委員会活動 評価総括表について協議

3月 3日（火）外国人労働者支援調査特別委員会

3月11日（水）常任委員会（戦略企画雇用経済、環境生活農林水産、医療保健子ども福祉病院）

3月12日（木）常任委員会（総務地域連携、防災県土整備企業、教育警察）

3月17日（火）予算決算常任委員会理事会

1での議論とチェックシートによる評価結果を踏まえて協議し、「委員会活動 評価総括表」を作成する。

3 委員長会議での報告及び確認

3月19日（木）委員長会議

各委員長から、「委員会活動 評価総括表」により、1年間の委員会等活動の評価を報告するとともに、委員長間で共有すべき取組等を確認し、次期委員会等への引継ぎ事項を整理する。

※委員長会議開催後に常任委員会等を開催した場合には、「委員会活動 評価総括表」への補足の有無・内容について、当該委員会（理事会）において協議し、補足後の「委員会活動 評価総括表」を委員長から議長に提出する。

4 代表者会議への報告

5月8日（金）代表者会議

議長から、委員会活動の評価や次期委員会への引継ぎ事項も含め議会活動計画の実施状況を報告し、今後の対応方針を決定する。

次期（令和2年5月～）

5 次期委員会への引継ぎ

5月18日（月）委員長会議（予定）

議長から、次期委員長に、代表者会議で決定した対応方針とともに、前期の委員会活動の評価を引き継ぐ。

常任委員会活動チェックシート

このチェックシートは、「三重県議会 議会活動計画」に基づき、毎年次の委員会活動について自己評価を行うものです。

「基本方針」を踏まえて、今年次の委員会活動を振り返り、それぞれの「評価対象項目」について、「取組の方向」や「評価の視点」を参考にして、委員(理事)の皆さんで自己評価(5段階評価)を行ってください。(但し、該当のない項目は評価しませんので、当該項目の評価欄には「-」をつけてください。)

【チェックシートを記入するにあたっての注意事項】

<p>■点数の基準</p>	<p>○委員個人の評価とします。</p> <p>○基準となる点数は「3点」とします。</p> <p>1点・・・「ほとんどできなかった」「不満足」</p> <p>2点・・・「あまりできなかった」「例年よりもできなかった」「やや不満足」</p> <p>3点・・・「通常どおりできた」「例年どおりできた」「普通」</p> <p>4点・・・「通常よりも良くできた」「例年よりも良くできた」「概ね満足」</p> <p>5点・・・「ほぼ完璧にできた」「十分満足」</p>
<p>■評価できない項目 (該当なし「-」)</p>	<p>○チェックシートを記入する前に、委員間で協議を行い、評価項目に含めるか否か(「-」とするか否か)を委員会として決めます。</p>

常任委員会活動チェックシート

委員会名(医療保健子ども福祉病院常任委員会)

○基本方針 ～住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進～ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	評価	自由記載(評価点の理由や気づいた点)
1	委員会審議の活性化	議事機関としての議会の機能を十分発揮するため、議員相互間の討議を積極的に行うよう努めます。 また、効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整及び連合審査会の活用に努めます。	議員間討議の機会は十分に確保されていましたか。 議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。		
2	年間活動計画	効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。	年間活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。		
3	重点調査項目	県政で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。	重点調査項目の設定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 重点調査項目の内容は適切なものでしたか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。		
4	県内外調査	「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。	県内外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。		
5	当初予算に係る調査・審査	「当初予算」については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行います。 当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調製方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。 予算決算常任委員会に6つの分科会を設置し、当初予算の詳細な調査・審査を行います。	当初予算について十分な調査・審査を行いましたか。 当初予算に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。		
6	総合計画に係る調査・審査	総合計画及び「みえ県民カビジョン・行動計画」の策定並びに同行動計画の「成果レポート」の作成に合わせて調査・審査を行い、知事への申し入れを行います。	総合計画等について十分な調査・審査を行いましたか。 総合計画等に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。		
7	個別の行政計画に係る調査・審査	個別の行政計画については、改定時期を見据え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査を行います。 議会の議決対象となっている計画については、所管の常任委員会での調査・審査だけでなく、本会議における議案質疑を行うなど、より詳細な調査・審査等を行い、議決に至るまで一貫して議会が関与します。	個別の行政計画について十分な調査・審査を行いましたか。 個別の行政計画に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。		

○基本方針 ～開かれた議会運営の実現～ 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	評価	自由記載(評価点の理由や気づいた点)
1	参考人制度等の活用	県政の重要な案件又は県民の利害に関わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聴会の開催を行います。	必要に応じて、参考人招致や公聴会の実施について協議を行いましたか。 参考人招致や公聴会における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。		
2	請願への対応	受理した請願については、主として所管の委員会において、誠実かつ慎重に審査を行います。また、採択した請願については、必要に応じて、知事等に対しその処理の経過及び結果の報告を求めるほか、国等に対し意見書を提出するなど、議会として願意の実現に向けた取組を行います。	請願審査は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見聴取や紹介議員の出席要求、請願者の参考人招致など)。 採択した請願の願意の実現に向けて、具体的な取組を行いましたか。(知事等に対する経過報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など)		

医療保健子ども福祉病院常任委員会 活動実績書（案）（令和元年5月～令和2年5月）

令和2年3月9日現在

1 所管調査事項

- ・ 医療及び介護行政の推進について
- ・ 社会福祉及び社会保障の推進について
- ・ 保健衛生行政の推進について
- ・ 病院事業の運営について
- ・ 子ども及び青少年の育成について

2 重点調査項目

- (1) 児童虐待防止と社会的養育の推進について
- (2) 医療と介護の提供体制について（災害医療を含む。）
- (3) 地域共生社会づくりについて
- (4) 健康づくりの推進について
- (5) ひきこもり支援について

3 活動計画表

重点調査項目	令和元年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和2年 1月	2月	3月	4月	5月
(1) 児童虐待防止と社会的養育の推進について (2) 医療と介護の提供体制について (3) 地域共生社会づくりについて (4) 健康づくりの推進について (5) ひきこもり支援について	常任委員会 所管事項説明 (5/23)	常任委員会 議案の審査、所管事項の調査等 予決分科会 補正予算等 (6/18, 20)	県内調査 (7/31)	県内調査 (8/1) 県外調査 (8/20～ 22)	常任委員会 協議事項 (9/18) 常任委員会 参考人招致 (9/24)	常任委員会 議案の審査、所管事項の調査等 予決分科会 補正予算等 (10/8, 10, 11) 予決分科会 平成30年度歳入歳出決算、所管事項の調査（当初予算編成に向けての基本的な考え方） (10/31)		常任委員会 議案の審査、所管事項の調査等 予決分科会 補正予算等 (12/10, 12, 16)		予決分科会 補正予算 (2/27)	常任委員会 議案の審査、所管事項の調査等 予決分科会 当初予算、補正予算等 (3/9, 11)		
執行部の主な予定		令和元年版成果 レポート(案) 令和元年度経営 方針(案)			次期行動計 画(中間案)	一般会計・特別会計決算 令和2年度経営方針(案) 当初予算編成に向けての 基本的な考え方	次期行 動計画 (最終 案)	当初予算要 求状況		当初予 算案 次期行 動計画 案	令和2年度 経営方針		

4 県内外調査について

(1) 県内調査

- 7月31日（日帰り） 介護人材の確保に向けた取組（グレースホーム）や県立病院の運営状況（県立志摩病院）等の調査を行った。
8月1日（日帰り） 児童の一時保護の現状（エスペランス四日市）や児童相談所開設後の取組状況（鈴鹿児童相談所）等の調査を行った。

(2) 県外調査

- 8月20日～22日（2泊3日） 大規模災害時の医療の提供体制（災害医療センター）や地域共生の社会づくりに向けた取組状況（社会福祉法人福祉楽団）、児童虐待に伴う死亡事案の検証結果（目黒区議会）、健康づくりの推進やSIB導入に向けた取組状況（横浜市会）、ひきこもり支援に対する今後の取組方針（厚生労働省）等の調査を行った。

調査・審査結果の施策への反映に関する参考資料

- 1 令和元年版「成果レポート」…………… 1
(R1.9.18 全員協議会資料抜粋)
- 2 「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」(中間案) …… 3
(R1.11.25 全員協議会資料抜粋)
- 3 「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」(最終案) …… 6
(R2.2.17 全員協議会資料抜粋)
- 4 参考人制度等の活用…………… 7
- 5 請願への対応…………… 8
- 6 各定例会月会議における委員長報告一覧…………… 9

『令和元年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見への回答

【医療保健子ども福祉病院常任委員会】

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
121	地域医療提供体制の確保	医療保健部	次期行動計画における当該施策の指標選定について、地域医療に係るさまざまな取組の成果が、県民にとって、よりわかりやすいものとなるよう検討されたい。	次期行動計画の各施策の指標選定については、委員会意見も参考にしながら検討していきます。
122	介護の基盤整備と人材の育成・確保	医療保健部	県民指標「介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームへの入所待機者」の目標達成には、介護従事者のさらなる確保が必要であるため、人材の確保や離職防止への取組をさらに進められたい。	介護助手や介護ロボットの導入による業務負担軽減や介護職員の処遇改善に向けた取組を進めていきます。
132	支え合いの福祉社会づくり	子ども・福祉部	策定中の地域福祉支援計画における県の基本的な考え方については、地域の実情を十分に反映されたい。	県地域福祉支援計画は、地域における高齢者、障がい者、児童その他の福祉に関し、共通して取り組む事項を定める、いわゆる「上位計画」として位置付けられ、また、市町の地域福祉の推進を支援するための基本方針に関する事項等を盛り込む必要があることから、策定にあたっては、市町等と十分に意見交換等を行ったうえで、基本的な考え方を整理していきます。
233	子育て支援と家庭・幼児教育の充実	子ども・福祉部	次期行動計画における当該施策の指標選定について、子育て支援や家庭・幼児教育の充実に向けたさまざまな取組の目的や成果が、県民にとって、よりわかりやすいものとなるよう検討されたい。	指標の選定においては、県民の関心度、期待度共に大きなウエイトを占める「保育所等の待機児童の解消」を主指標とすることを検討しています。なお、量だけでなく保育の質の向上にも取り組むため、副指標として「保育士等キャリアアップ研修の修了者数」を検討しています。 また、当該施策に含まれる基本事業の組み換えや施策名の変更について、課題に適切に対応できるよう検討しています。
			子どもの貧困対策計画の策定に向けて、実態調査を行う際には、既計画の指標以外にも調査すべき事象がないか十分に検討されたい。	策定にあたっては、貧困家庭等の実態把握に向け、一人親や生活困窮等の家庭や支援に取り組む関係団体等、多方面からさまざまな方の意見を集めていきます。

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
			<p>県が子どもの貧困対策計画を策定することにより、計画策定が努力義務である市町においても、策定に向けた機運が醸成されるよう取り組まれない。</p>	<p>7月に開催した「三重県子どもの貧困対策推進会議」において、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正や市町計画策定の留意事項等について説明、意見交換を行いました。今後も県計画の策定状況や「国の子供の貧困対策に関する大綱の改定」について情報共有を行うなどの取組を通じて、市町に対して策定に向けた支援を行います。</p>
234	児童虐待の防止と社会的養護の推進	子ども・福祉部	<p>児童相談所の職員について、専門性や経験が求められる職場であることから、専門性の高い職員等を継続的に確保するよう取り組まれない。</p> <p>児童虐待への対応において、要保護児童にとっては、児童養護施設等が担うべき役割が非常に大きい。三重県社会的養育推進計画の策定については、児童養護施設の実態等を十分にふまえた県独自のものとなるよう検討されたい。</p>	<p>増加する相談等への対応を適切に行うため、専門性を有した職員の計画的な採用や過去に経験のある職員の確保等により、体制強化に努めていきます。</p> <p>策定中の計画は、児童養護施設等の多機能化や要保護児童の自立支援等、社会的養護の推進に向けたさまざまな取組にて構成することとなるため、児童養護施設等関係者の意見をふまえて検討していきます。</p>

2 「『みえ県民カビジョン・第三次行動計画』(仮称)中間案に対する意見」への回答

(各行政部門別常任委員会集約分)

医療保健子ども福祉病院常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局	委員会意見	回答
121	地域医療提供体制の確保	医療保健部	<p>主指標について、「地域医療構想の進捗度」を目標項目に選定しているが、県民に対して成果が伝わりづらく、地域医療に対する県民の安心感を高める項目とは言い難いため、県民に分かりやすい目標項目となるよう見直しに向けて検討されたい。</p>	<p>県内の医師数は着実に増加しているものの、人口10万人あたりでは依然として全国平均を下回るなど、医師不足の状況が続いています。地域医療に対する県民の安心感を高めるため、医師確保対策により一層注力していく必要があることから、委員会からのご意見もふまえ、副指標としていた「病院勤務医師数」を主指標としました。</p> <p>なお、「地域医療構想の進捗度」については副指標とし、地域にふさわしいバランスのとれた医療提供体制を構築するため、地域医療構想調整会議等においてしっかりと議論を行い、将来の病床の必要量を目安に、病床の機能分化・連携や規模の適正化を進めていきます。</p>
124	健康づくりの推進	医療保健部	<p>副指標について、「フッ化物洗口を実施している施設数」を目標項目に選定しているが、各市町の財政状況や各学校の教育活動状況等、さまざまな要因が関係しており、市町の関与が必要なことから目標項目を検討されたい。</p>	<p>フッ化物洗口については、永久歯に生え変わる期間に継続的に実施することがむし歯予防に大きな効果をもたらすことが示されています。</p> <p>フッ化物洗口について理解が得られるよう、引き続き市町および市町教育委員会に対して丁寧に説明を行い、フッ化物洗口を実施する施設が増加するよう取り組んでいきたいと考えていることから、副指標としています。</p>
131	地域福祉の推進	子ども・福祉部	<p>主指標について、「市町地域福祉計画の策定数」を目標項目に選定しているが、計画策定によって、それぞれの地域に応じた包括的な支援体制がどの程度図られたかといった具体的な効果が分かるような目標項目となるように検討されたい。</p>	<p>地域共生社会の実現に向けては、各地域において包括的な支援体制が図られることが重要です。そのためには、地域福祉の推進主体である地域住民等との合意形成のもと、全市町において地域福祉計画が策定されることが不可欠です。</p> <p>このことから、「市町地域福祉計画の策定数」を主指標としています。</p>

施策番号	施策名	主担当部局	委員会意見	回答
133	児童虐待の防止と社会的養育の推進	子ども・福祉部	主指標について、「里親・ファミリーホームでケアを受けている要保護児童の割合」を目標項目に選定しているが、児童虐待によって社会的養護が必要となる子どもが多いこと等をふまえ、まずは児童虐待を防ぐという視点での目標項目となるように検討されたい。	虐待被害から子どもを守るには、児童虐待の未然防止や早期発見等が重要ですが、そのためには、市町の子ども家庭支援体制の充実が必要になると考えています。そのため、副指標としていた「児童虐待の早期対応力強化に取り組む市町数」を主指標としました。なお、代替養育を必要とする子どものためにも、本指標は副指標として、里親委託等の取組をさらに充実させていきます。
231	県民の皆さんと進める少子化対策	子ども・福祉部	各指標の目標項目について、子どもの視点に立った項目が選定されていないが、児童福祉法の改正により、子どもは権利の主体であることが示されたことも十分に考慮したうえで目標項目を検討されたい。	「みえの子ども応援プロジェクト」は、子どもを権利の主体として尊重することを基本理念の一つとする「三重県子ども条例」に基づいて取り組むものです。このプロジェクトに参加する企業・団体が増えることにより、子ども条例の基本理念の実現につながると考えており、副指標としています。
233	子育て支援と幼児教育・保育の充実	子ども・福祉部	主指標について、「保育所等の待機児童数」を目標項目に選定しているが、現在の待機児童の大半が0歳児から2歳児までであり、その幼児を保育所等に預けることが幼児教育の充実につながるとは限らないとの考え方もあることから、主指標の目標項目とすることについて再度検討されたい。	子育て家庭の保育所等への入所希望をかなえるため、待機児童の解消を主指標とし、受け皿の確保に取り組んでいきます。なお、低年齢児保育については、色々な考え方がありますが、国の指針等においても、保育所は幼児教育を行う施設であると明記されており、0～2歳児それぞれの発達に応じた保育で、3歳児以降の幼児教育や小学校へとつなげていくよう示されています。このため、副指標に「保育士等キャリアアップ研修の修了者数」を設定し、質の向上にもあわせて取り組んでいきます。

施策・行政運営の取組以外(「基本的な考え方」、「地方創生の実現に向けて」など)に関する意見	回 答
<p>第三次行動計画(仮称)全般について、主指標と副指標の関連性が分かりにくい施策が見受けられるため、各指標の項目について再度精査を行うとともに、県民に分かりやすいものとなるように努められたい。</p>	<p>総括的事項で整理</p>

番号	施策名	主担当部局	委員会意見	回答
131	地域福祉の推進	子ども・福祉部	誰一人取り残さないという重要な理念や子どもを含む視点も、施策の到達目標である「県民の皆さんとめざす姿」に盛り込まれたい。	包摂性の理念や子どもを含む視点は非常に重要であると認識しており、委員会のご意見もふまえ、誰一人取り残さないという理念や子どもを含む視点をめざす姿に盛り込むことで、より明確に表現しました。

参考人制度等の活用

【参考人招致】

1. 調査事項：児童虐待の防止及び社会的養育の推進について
 - ・日 時 令和元年9月24日（火） 13時00分～
 - ・場 所 501委員会室
 - ・参 考 人 国立研究開発法人産業技術総合研究所 客員研究員
鈴木 聡 氏

令和元年定例会11月定例会において審査された請願

	所管委員会	受理番号	請願	委員会審査		処理経過報告要求	請願に係る意見書	本会議	
				審査結果	審査日			採決の結果	採決日
	医療保健子ども福祉病院	請10号	介護ロボット等導入支援を求めることについて	採択	R1.12.10	あり	なし	採択	R1.12.20
	医療保健子ども福祉病院	請11号	災害時における非常用電源装置及び発電機の確保に向けた支援を求めることについて	採択	R1.12.10	なし	あり	採択	R1.12.20

委員長報告について

10月定例会会議

(10/18 常任委員長報告)

「子どもを虐待から守る条例の改正について」

全国各地で深刻な児童虐待事案が発生しており、県内においても児童虐待相談対応件数が年々増加し続け、先日も虐待によって子どもが被害を受ける事案が発生する等、児童虐待への対応強化が急務となっています。

県では、児童虐待相談対応件数が特に多い北勢地域に新たに鈴鹿児童相談所を開設する等、さまざまな取組を進めているところではありますが、虐待を受けていると気づかない子どもへの虐待予防教育の促進や、虐待の未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組、一時保護後の在宅支援への対応等、各段階で求められる対策をさらに進める必要があります。

県当局におかれては、「子どもを虐待から守る条例」の改正にあたり、虐待を生み出さない、虐待を見逃さない、虐待を繰り返させない、という視点も十分に盛り込み、実効性のあるものとなるよう要望します。

「三重県地域福祉支援計画の策定について」

計画の基本理念に「みんな広く包み込む地域社会 三重」を掲げ、地域社会が抱える多種多様な課題解決に向けて包括的な支援体制づくりを進めることは、地域共生社会を実現させるための大きな一歩であります。

県当局におかれては、計画策定にあたり、ひきこもりなど、生きづらさを抱えている人や、地域の中でさまざまな問題や課題を抱えている人が置かれている現状を十分に把握するとともに、地域での支え合いの体制を着実に構築するため、県の取組姿勢を地域社会や市町、関係団体等に対して、しっかりと示すよう要望します。

12月定例会会議

(12/20 常任委員長報告)

「三重県地域福祉支援計画の策定に係るひきこもりなど、生きづらさを抱える人への支援について」

策定中の計画では、高齢者や障がい者、ひきこもりなど、生きづらさを抱

える人に対し、広く包み込むという観点から、相談支援包括化推進員やアウトリーチ支援員の配置を検討するなど、市町とともに包括的な支援体制を構築することとしています。このためには、福祉や医療、教育、就労など、多分野連携による隙間のない支援や、当事者に寄り添った継続的な支援等、組織や施策の垣根を超えた、きめ細かな対応が必要となります。

県当局におかれては、誰一人取り残さない地域共生社会を必ず実現するという強い信念のもと、複合的な取組を推進するとともに、地域に根差した民間団体等との協働など、柔軟な発想による新たな取組も十分に検討されるよう要望します。

なお、策定中の計画における、ひきこもりなど、生きづらさを抱える人への支援に対する、県当局の連携体制とアウトリーチの活用手法については、令和2年3月に開催される本委員会にて、報告することを求めます。

「第2期三重県子どもの貧困対策計画の策定について」

本計画の策定にあたり、県当局では、これまでの子どもの貧困対策における成果や課題等の検証に加え、様々な困難を抱える家庭等の当事者や支援者などへのアンケートや意見交換等による調査にて、実態把握を行ったところです。

県当局におかれては、これまでの取組に対す評価を適切に行うとともに、実態調査で得られた一つ一つの声に真摯に耳を傾け、地域事情や生活実態等を的確に捉えることで、生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、三重の子どもたちが、健やかに成長できる環境整備を着実に進めるための計画として、より効果的で充実したものを策定されるよう要望します。

「三重県社会的養育推進計画の策定について」

子どもの養育環境については、平成28年の児童福祉法改正により、子どもの家庭養育優先原則による社会的養育の推進が定められたことから、要保護児童に対する里親委託の推進等、従前の取組からの転換が図られているところです。現在策定中の計画においても、里親委託のより一層の推進に向け、今後の取組方針等が示されていますが、フォスタリング機関のさらなる充実など、対応すべき課題も多く残っています。

県当局におかれては、里親委託の推進にあたり、子どもは権利の主体であ

ることを常に念頭に置きながら、子どもの目線に立った取組となるよう十分に留意するとともに、社会的養育を必要とする子どもが、健やかな養育環境に身を置くことができる体制づくりを今後も着実に進められるよう要望します。

「三重県医師確保計画の策定について」

本県では、医師の確保や地域偏在解消等に向けた様々な取組による成果が、少しずつ表れてきているものの、依然として、地域偏在等の解消には至っていません。

県当局におかれては、現在策定中の計画について、県内の各地域で異なる地域医療の実情や課題等をきめ細やかに把握したうえで、中長期まで見通した実効性を伴う計画となるよう要望します。

「歯と口腔の健康づくりの推進について」

本施策は、平成 24 年 3 月に議員提出条例として施行されたみえ歯と口腔の健康づくり条例と、その後、策定されたみえ歯と口腔の健康づくり基本計画に基づき、様々な取組を進めてきたところですが、条例施行から約 7 年が経過し、健康寿命の延伸や医科歯科連携の推進など、県民の歯と口腔の健康づくりを取り巻く環境は大きく変化しています。

県当局におかれては、条例の目的である全ての県民の生涯にわたる健康増進を、より一層図るため、これまでの取組成果や、課題の分析等を十分に行うとともに、社会情勢や環境の変化に、柔軟かつ的確に対応できる体制の強化等、必要な見直しに努められるよう要望します。

常任委員会活動 上半期振り返りシート

委員会名：医療保健子ども福祉病院常任委員会

○委員会審議の活性化の視点

- ・みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）の調査をより充実させるためには、調査の順序として、先に行動計画以外の所管事項について調査したうえで、行動計画を調査したほうがよいのではないかと感じた。

○年間活動計画について

- ・計画改訂等、調査すべき事項が多いため、引き続き、限られた時間を有効に活用して調査や審査を充実させていきたい。

・重点調査項目

- ・児童虐待防止やひきこもり支援など、大きな社会問題となっている事項を重点調査項目に選定して調査することができた。なお、これらを調査するうえで、解決すべき課題が多岐にわたることが分かってきたため、調査で得た知見等をどのように県政に反映させていくのかという視点や、必要に応じて次年度以降に課題を引き継いでいくことも視野に入れながら、今後の委員会活動に取り組んでいきたい。

・県内外調査

- ・重点調査項目に沿った調査先にて、しっかりと調査することができた。

○その他

- ・子どもを虐待から守る条例の改正に対する審議の充実に向け、参考人招致を活用することができた。